7　認定地方公共団体の長は、前項の申請に係る自家用貨物自動車が次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、同項の指定をすることができる。

一　車両総重量八トン未満の道路運送車両法第四条に規定する自動車（同法第三条に規定する大型特殊自動車を除く。）であって、その構造が国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

二　当該国際戦略総合特別区域における自然的、経済的又は社会的な特性によって、当該自家用貨物自動車の使用の方法が、その装置（道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう。）について劣化又は摩耗により保安基準（同法第四十六条に規定する保安基準をいう。第十一項において同じ。）に適合しなくなるおそれが比較的少ないと見込まれるものとして国土交通省令で定めるものに該当するものであること。

三　主として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業の用に供するものであること。

四　当該国際戦略総合特別区域内にその使用の本拠の位置を有すること。

8　認定地方公共団体の長は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定自家用貨物自動車使用者に対し、当該指定自家用貨物自動車の使用に関し必要な報告を求めることができる。

9　認定地方公共団体の長は、指定自家用貨物自動車が第七項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

10　地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、道路運送車両法第七十八条第一項の規定による自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であって、指定自家用貨物自動車の整備について国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有し、かつ、確実に次項に規定する指定自家用貨物自動車の点検及び整備を行うと認められるものについて、指定点検整備事業の指定をすることができる。

11　前項の指定を受けた者（次項において「指定点検整備事業者」という。）は、指定自家用貨物自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該指定自家用貨物自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をしたときは、請求により、点検整備済証を依頼者に交付しなければならない。ただし、道路運送車両法第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき指定自家用貨物自動車については、臨時検査を受けていなければ、これを交付してはならない。

12　道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九条、第九十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第百条並びに第百三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条第四項	自動車分解整備事業者	指定点検整備事業者
第八十条第一項第二号ロ	第九十三条の規定による自動車分解整備事業の認証	総合特別区域法第二十二条の二第十二項において準用する第九十四条の八第一項の規定による指定
	当該認証	当該指定

第九十四条の三第一項	前条第一項	総合特別区域法第二十二条の二第十項
	設備（自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。）	設備
	同条第一項	同項
第九十四条の三第二項	前条第一項	総合特別区域法第二十二条の二第十項
第九十四条の五第六項	保安基準適合証及び保安基準適合標章	点検整備済証（総合特別区域法第二十二条の二第十一項に規定する点検整備済証をいう。以下同じ。）
第九十四条の六第一項	指定整備記録簿	指定点検整備記録簿
	保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証	点検整備済証
第九十四条の六第一項第一号	登録自動車にあつては自動車登録番号、第六十条第一項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号	自動車登録番号
第九十四条の六第一項第二号	整備並びに検査	整備
第九十四条の六第一項第三号	検査の	点検及び整備を完了した
第九十四条の六第一項第五号、第九十四条の八第一項及び第百三条第一項	保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証	点検整備済証
第九十四条の六第二項	指定整備記録簿	指定点検整備記録簿
第九十四条の八第一項第一号	この法律若しくはこの法律	この法律若しくは総合特別区域法若しくはこれらの法律
第九十四条の八第一項第三号及び第四号	第九十四条の二第二項	総合特別区域法第二十二条の二第十二項
第九十四条の八第一項第五号	第九条第七項	第九条第八項
第九十四条の八第二項	次条	総合特別区域法第二十二条の二第十二項
第九十四条の十	第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項の証明の方式、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の様式その他保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証	点検整備済証の様式その他点検整備済証